

8 修理第30409号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称 富士フイルムメディカル株式会社

事業所の
所 在 地 埼玉県さいたま市中央区新都心7番地2
大宮サウスゲートフロント 6F

事業所の
名 称 富士フイルムメディカル株式会社
埼玉サービスセンター

修理区分 動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許 可 の
有効期間 令和8年6月22日から
令和13年6月21日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和8年6月22日

農林水産大臣 鈴木 憲和